

特別選抜制度に関するQ & A① (R8.7)

Q1：なぜ「特別選抜制度」を導入したのですか？

A1：長期欠席等を経験し、調査書の評価への不安から、志望校への出願をためらっている生徒の、高校進学を機に仲間とともに教室で学びたいという思いに寄り添い、出願を前向きに考えてもらうために制度を導入しました。



Q2：出願条件にある「在籍する学校の校長が特別選抜による出願を認める者」とは、どのような生徒のことをいうのですか？

A2：県内在住または県内中学校在籍の中学校3年生で、リーフレットの出願条件の(1)に該当し、校長が上記A1の趣旨に照らして出願が適当であると認めた生徒です。

Q3：現在、教室以外の場所で学習しています。特別選抜制度により合格した場合、高校入学後も教室以外の場所で学習を進めることはできますか？

A3：高校入学後は、一般選抜合格者も、特別選抜合格者も自分の所属する学級とともに学習活動に参加することを前提としています。



Q4：教室での学習活動に参加できなくなった場合はどうなりますか？

A4：高校生活を過ごす中で、教室での学習活動に参加できなくなった場合は、個々の状況に応じて、専門機関との連携も図りながら最大限のサポートを行います。このことは、一般選抜合格者も、特別選抜合格者も同じです。

Q5：昨年度の実験の状況はどうでしたか？

A5：全日制課程は23名受験で20名合格、定時制課程は1名受験で1名合格でした。県全体では、24名が受験して21名合格という結果でした。





Q6：出願条件の「欠席が年間30日以上」は、3年生のときが対象ですか？

A6：学年にかかわらず、年間30日以上であればどの学年でも対象となります。

Q7：特別選抜の出願資格に該当する場合でも、一般選抜に出願できますか？

A7：一般選抜と特別選抜のどちらに出願することも可能ですが、併願はできません。



Q8：特別選抜の募集人員はいつ発表になりますか？

A8：11月に公表します。

Q9：学科の第2希望及び普通科のコース希望はできますか？

A9：一般選抜と同様に希望は可能です。



Q10：「特別選抜の出願に係る自己申告書」には何を書けばいいですか？

A10：志願者は、欠席等の理由、教室以外での学習の状況、志望動機と高校生活の抱負などを書きます。提出書類は10月公表の「実施要項」にてお示しします。

Q11：入試は2日間でどんな日程ですか？特別選抜の受検会場は別室ですか？

A11：1日目は5教科の学力検査、2日目は個人面接を実施します。学力検査は一般選抜の受検生と同室で受検します。





Q 1 2：面接の目的と内容は？

A 1 2：高校入学後の意欲等の確認を目的としています。面接では、受検生から提出された「特別選抜の出願に係る自己申告書」も参考に、中学校での生活や学習の状況、志望理由や入学後の抱負等を質問します。

Q 1 3：学力検査における合格ラインとは、どのようなものですか？

A 1 3：受検した学校または学科で必要とされる学力が備わっているかを判断するための基準です。「一般選抜」の検査結果を参考に、学校（学科）ごとに設定されます。なお、「特別選抜」においては、学力検査の成績及び面接の結果により総合判定して選抜を行います。



Q 1 4：「一般選抜」と「特別選抜」の間の志願変更はできますか？

A 1 4：志願変更期間中であれば、変更は可能です。なお、手続きに関しては、10月公表の「実施要項」にてお示しします。

Q 1 5：今後の情報提供等がありますか？

A 1 5：11月の募集人員の発表に合わせて、『Q & A②』を公表する予定です。その他にも必要に応じて随時情報提供を行う予定です。

